

財 関 第 1093 号
平成 30 年 7 月 26 日

各 税 関 長 殿
沖縄地区税関長 殿

財務省関税局長
飯塚 厚

関税率表解説及び分類例規の一部改正について

関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日付財関第 1443 号）及び分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日付蔵関第 1299 号）の一部を下記のとおり改正することとしたので、平成 30 年 9 月 1 日以降申告される貨物について適用されたい。

記

第 1 関税率表解説の一部を次のように改正する。

別紙 1 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

第 2 分類例規の一部を次のように改正する。

（第 1 部（国際分類例規）の一部改正）

別紙 2 「新旧対照表」の「改正前」欄に掲げる部分を「改正後」欄に掲げるように改める。

主な改正の概要 (平成 30 年 9 月 1 日適用)

関税率表解説

HS 番号	品 目	概 要
第 12.11 項 第 21.03 項	複数のハーブの混合物	第 12.11 項 (植物及びその部分) に、ソースの調味付けに使用される異なる種類の植物及び植物の部分の混合物は含まれず、第 21.03 項 (混合調味料) に含む旨を明確化。
第 9030.82 号	集積回路の測定用又は検査用の機器	集積回路の測定用又は検査用の機器について、半導体デバイスの測定用又は検査用の機器として第 9030.82 号に分類されることを明確化。
第 9031.41 号	集積回路の検査用の光学機器	集積回路の検査用の光学機器について、半導体デバイスの製造に使用する検査用機器として第 9031.41 号に分類されることを明確化。

分類例規第 1 部 (国際分類例規)

HS 番号	品 目	概 要
第 0307.32 号	湯通しされたモエギイガイ	殻を開くための湯通しのみされており、消費前に調理を要する冷凍モエギイガイについて、冷凍したい貝として第 0307.32 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 1008.50 号	キヌア	サポニン層が除去されたキヌアについて、加工穀物 (11 類) ではなく、キヌアとして第 1008.50 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 1212.99 号	こんにやく芋	グルコマンナンを 87.5%、水分及び灰分を 12.5% 含むこんにやく芋粉末について、その他の植物性生産品として第 1212.99 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 1516.10 号	90% がリエステル化したトリグリセリドから成る物品	リエステル化したトリグリセリドを 90% 含有する製品について、リエステル化した動物性油脂として、第 1516.10 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 2106.90 号	エチルエステルから成る物品	リエステル化したトリグリセリドの形態ではなく、脂肪酸のエチルエステルの形態であることから、15.16 項ではなく、第 2106.90 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 1904.90 号	調製食料品	ジャスミンライスを入れた箱 (49.1%) とレッドカレー (鶏肉 19.9%、カレー 27%、野菜 4%) を入れた箱 (50.9%) をセットにした食品について、重量割合の大きい箱の内容物に基づいて分類するのではなく、全体の内容物の構成を比較し分類されるべきとして、全体で最大重量成分であるジャスミンライスの属する第 1904.90 号 (米の調製品) に分類 (通則 1、3 (b) 及び 6)。

主な改正の概要 (平成 30 年 9 月 1 日適用)

HS 番号	品 目	概 要
第 2103.90 号	調製品 (カニフレーバー)	黄橙色の流動性粉末で、様々な香気性物質、調味物質、香味物質、担体、食品添加物、染料及び脂肪からなり、調味料の製造に使用される調製品について、その他の混合調味料として第 2103.90 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 2403.99 号	たばこカプセル	円筒形で、粒状のシートたばこ、水、香料、炭酸カリウム及び結合剤が充填されたポリプロピレン製の円筒形をした外装カプセルと、アセチルセルロース製のマウスピースからなるたばこカプセルについて、喫煙用ではないその他のたばことして第 2403.99 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 2811.22 号	シリカフェーム	シリコン又はフェロシリコンの合金を製造する際の副産物である、高純度の非晶質二酸化けい素微粒子について、二酸化けい素として、第 2811.22 号に分類 (通則 1 (第 28 類注 1(a)) 及び 6)。
第 2936.29 号	ニコチン酸 (ナイアシン) ニコチンアミド (ナイアシンアミド)	ビタミン B ₃ としても知られる 2 種類の有機化合物について、それぞれその他のビタミンとして、第 2936.29 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 3401.30 号	白色のクリーム 褐色透明のジェル	有機界面活性剤を含む、皮膚を洗浄・保湿するためのクリーム及び皮膚を洗浄・角質除去するためのジェルについて、いずれも皮膚を洗浄するための有機界面活性剤の調製品として、第 3401.30 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 3926.90 号	カヤック及びスタンド アップパドルボード両 用のパドル	プラスチック製の部品から成るカヤックやカヌーにも利用可能なパドルについて、スポーツ用の製品ではなく、その他のプラスチック製品として、第 3926.90 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 4202.32 号	特定の形式の携帯電話 用に作られたプラスチ ック製カバー	特定のモデルのスマートフォン用に設計されたプラスチック製のカバーで、カバーの開閉をスマートフォンが感知できるものについて、第 42.02 項に特掲された物品に類する容器として第 4202.32 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 6402.99 号	プラスチック製履物	プラスチック製のサンダルで、かかととくるぶしを覆わず上部に穴が開いているものについて、防水性の履物ではなく、その他の履物として第 6402.99 号に分類 (通則 1 及び 6)。

主な改正の概要 (平成 30 年 9 月 1 日適用)

HS 番号	品 目	概 要
第 7020.00 号	ガラス製シャワーエンクロージャー ガラス製シャワーエンクロージャー (枠なし)	2 種類の強化安全ガラス製のシャワーエンクロージャーについて、いずれも、安全ガラスではなく、その他のガラス製品として第 7020.00 号に分類 (通則 1 及び 3(b))。
第 8111.00 号	マンガン-アルミニウムのブリケット	マンガン及びアルミニウムの粉並びに微量の界面活性剤等から成る成形物について、含有する金属のうち重量が最大の卑金属であるマンガンの物品として第 8111.00 号に分類 (通則 1)。
第 8112.29 号	クロム-アルミニウムの円筒状物	クロム及びアルミニウムの粉並びに微量の界面活性剤等から成る成形物について、含有する金属のうち重量が最大の卑金属であるクロムの物品として第 8112.29 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 8414.80 号	水平層流型クリーンベンチ	送風機、空気のろ過用のフィルター等を備え、植物細胞の培養、電子装置の組立て等の用途に設計された水平層流型クリーンベンチについて、循環用のフードとして第 8414.80 号に分類 (通則 1 及び 6 を適用)。
第 8438.60 号	野菜カッター (2 種類)	食料品の調製業用に供される形状の異なる 2 種類の野菜カッターについて、いずれも野菜の調製用機械として第 8438.60 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 8471.60 号	電子ホワイトボード	マルチタッチ機能を備えたホワイトボードの表面を有し、自動データ処理機械の入力ユニットとしても、単純なホワイトボードとしても使用できる電子ホワイトボードについて、入力装置として第 8471.60 号に分類 (通則 1 (第 84 類注 5(C)) 及び 6)。
第 8482.99 号	フランジ付き円すいころ軸受用の内輪 (完成品)	自動車用のハブユニットベアリング (フランジ付きの円すいころ軸受) の内輪について、自動車に専ら又は主として使用する部分品としてではなく、軸受の部分品として第 8482.99 号に分類 (通則 1 (第 16 部注 2(b)) 及び 6)。
第 8504.40 号	IGBT モジュール	絶縁ゲートバイポーラトランジスター (IGBT)、還流ダイオード及びサーミスターから成る IGBT モジュールについて、スタティックコンバーターとして第 8504.40 号に分類 (通則 1 (第 16 部注 2(a)) 及び 6)。
第 8519.81 号	音声再生装置と本のセット	スピーカー及び本の音声コンテンツを記憶した媒体を差し込むソケット等を内蔵する電子式の本型パッド、印刷した書籍等から成るセットについて、音声の再生用の機器として第 8519.81 号に分類 (通則 1、3(b) 及び 6)。

主な改正の概要 (平成 30 年 9 月 1 日適用)

HS 番号	品 目	概 要
第 8528.52 号	カラーモニター(3 種類)	27 インチ~55 インチの画面サイズを有するフラットパネルディスプレイで、特定のコネクタを介して自動データ処理機械に直接接続することができ、かつ、それとともに使用するよう設計されたカラーモニター (3 種類) について、いずれも第 8528.52 号に分類 (通則 1 及び 6)。
第 8541.40 号	薄膜太陽光モジュール	光電池を保護するためのバイパスダイオードを有する接続箱が取り付けられた薄膜太陽光モジュールについて、光電性半導体デバイスとして第 8541.40 号に分類 (通則 1 (第 85 類注 2) 及び 6)。
第 9503.00 号	プラスチック製の玩具とモデリングペーストのセット (2 種類)	プラスチック製の玩具とモデリングペーストが小売用のセットとなっているもの (2 種類) について、いずれも玩具が重要な特性を与えているとして、第 9503.00 号に分類 (通則 1 及び 3 (b))。
第 9506.29 号	スタンドアップパドルボード	中密度発泡ポリスチレンの心材でできたスタンドアップパドルボードは、その他のプラスチック製品ではなく、スポーツ用の製品として、第 9506.29 号に分類 (通則 1 及び 6)。

新旧対照表

【関税率表解説（平成28年11月28日財関第1443号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>12.11 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p><u>この項には、次の物品を含まない。</u></p> <p><u>(a) ソースの調味付けに使用されるもので、この項の異なる種の植物及びその部分から成る混合物（21.03）</u></p> <p><u>(b) 直接飲料の香味付けに又は飲料の製造用エキスを調製するために使用される次の物品</u></p> <p><u>(i) この項の異なる種の植物及びその部分から成る混合物（21.06）</u></p> <p><u>(ii) この項の植物及びその部分と他の類（例えば7類、9類、11類）の植物性生産品との混合物（9類又は21.06）</u></p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p>	<p>12.11 主として香料用、医療用、殺虫用、殺菌用その他これらに類する用途に供する植物及びその部分（種及び果実を含み、生鮮のもの及び冷蔵し、冷凍し又は乾燥したものに限るものとし、切り、砕き又は粉状にしたものであるかないかを問わない。）</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p><u>この項には、また直接、飲料の香味付けに又は飲料の製造用エキスを調製するために使用される次の物品を含まない。</u></p> <p><u>(a) この項の異なる種の植物及びその部分から成る混合物（21.06）</u></p> <p><u>(b) この項の植物及びその部分と他の類（例えば7類、9類、11類）の植物性生産品との混合物（9類又は21.06）</u></p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p>
<p>21.03 ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード</p> <p style="text-align: center;">（省 略）</p> <p>この項に属する製品の例としては、マヨネーズ、サラダドレッシング、<i>Bearnaise</i>、<i>bolognaise</i>（切り刻んだ肉、トマトピューレ、香辛料等から成っている。）、醤油、マッシュルームソース、ウスターソース（Worcester sauce）（一般に、濃い醤油をもととし、これらに食酢中に香辛料を浸出したものに塩、砂糖、カラメル及びマスタードを加えて作る。）、トマトケチャップ（トマトピューレ、砂糖、食酢、塩及び香辛料から作られた調製品）及びその他のトマトソース、セロリーソルト（食卓塩及びセロリーシードの微粉を混ぜたもの）、ソーセージ製造用</p>	<p>21.03 ソース、ソース用の調製品、混合調味料、マスタードの粉及びミール並びに調製したマスタード</p> <p style="text-align: center;">（同 左）</p> <p>この項に属する製品の例としては、マヨネーズ、サラダドレッシング、<i>Bearnaise</i>、<i>bolognaise</i>（切り刻んだ肉、トマトピューレ、香辛料等から成っている。）、醤油、マッシュルームソース、ウスターソース（Worcester sauce）（一般に、濃い醤油をもととし、これらに食酢中に香辛料を浸出したものに塩、砂糖、カラメル及びマスタードを加えて作る。）、トマトケチャップ（トマトピューレ、砂糖、食酢、塩及び香辛料から作られた調製品）及びその他のトマトソース、セロリーソルト（食卓塩及びセロリーシードの微粉を混ぜたもの）、ソーセージ製造用</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>のある種の混合調味料並びに料理用に調製した 22 類の物品（22.09 項のものを除く。）で飲料に適しない処理をしたもの（例えば、料理用ワイン及び料理用コニャック）がある。<u>この項には、ソースの調味付けに使用される 12.11 項の植物及びその部分の混合物を含む。</u></p>	<p>のある種の混合調味料並びに料理用に調製した 22 類の物品（22.09 項のものを除く。）で飲料に適しない処理をしたもの（例えば、料理用ワイン及び料理用コニャック）がある。</p>
<p>（省 略）</p>	<p>（同 左）</p>
<p>90.30 オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第 90.28 項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器</p>	<p>90.30 オシロスコープ、スペクトラムアナライザーその他の電気的量の測定用又は検査用の機器（第 90.28 項の計器を除く。）及びアルファ線、ベータ線、ガンマ線、エックス線、宇宙線その他の電離放射線の測定用又は検出用の機器</p>
<p>（省 略）</p>	<p>（同 左）</p>
<p>部分品及び附属品 （省 略）</p>	<p>部分品及び附属品 （同 左）</p>
<p style="text-align: center;">* * *</p>	<p>（新 規）</p>
<p><u>号の解説</u> <u>9030.82</u> <u>この号には、集積回路の測定用又は検査用の機器を含む。</u></p>	
<p>90.31 測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機</p>	<p>90.31 測定用又は検査用の機器（この類の他の項に該当するものを除く。）及び輪郭投影機</p>
<p>（省 略）</p>	<p>（同 左）</p>
<p style="text-align: center;">* * *</p>	<p style="text-align: center;">* * *</p>

新旧対照表

【関税率表解説（平成 28 年 11 月 28 日財関第 1443 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>号の解説 <u>9031.41</u> <u>この号には、集積回路の検査用の光学機器を含む。</u> 9031.49 （省 略）</p>	<p>号の解説 （新 規） 9031.49 （同 左）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和62年12月23日蔵関第1299号）】

(注) 下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
0307.32	<p><u>1. 湯通しされたモエギイガイ (<i>Perna canaliculus</i>)</u></p> <p><u>本品は、片側の殻の付いた未調理のものである。本品は、殻を開くために熱湯を吹きかけることにより、い貝に湯通し／熱ショックを与えたものである。殻の片側は取り除かれ、い貝は一つずつ急速冷凍され、包装される。</u></p> <p><u>包装容器には、「食べる前に調理すること」と記載されている。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p>		(新 規)
1008.50	<p><u>1. キヌア</u></p> <p><u>本品は、通常、食用に供されるもので、収穫後、サポニン層（裸眼では確認できない）が除去されている。サポニン層は、洗浄、機械処理又はその両方で除去される。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p>		(新 規)
1212.99	<p><u>2. こんにやく芋 (<i>Amorphophallus konjac</i>)</u></p> <p><u>本品は粉状で、グルコマンナン（87.5%）から成り、残りの成分（12.5%）には水分及び灰分が含まれる。不純物を除去するための水又は低濃度アルコール溶液を用いた分離操作を経て得られる。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p>		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>1516.10 1. <u>リエステル化したトリグリセリド（90%）から成る物品</u></p> <p><u>本品は、アンチョビーの粗油から生産される高濃度オメガ3脂肪酸類：EPA（エイコサペンタエン酸）及びDHA（ドコサヘキサエン酸）のリエステル化トリグリセリド（90%）、モノ及びジグリセリド（10%）から成るものである。本品は、EPA（400 mg/g）及びDHA（300 mg/g）を含む。ビタミンE（トコフェロール）が酸化防止剤として添加されている。</u></p> <p><u>アンチョビーの粗油は、脱酸、エチルエステル化、蒸留、ろ過、脱色、リエステル化及び脱臭の製造工程を経ている。</u></p> <p><u>本品は、樽入りで提示され、食餌補助剤の製造に使用される。</u></p> <p><u>通則1及び6を適用</u></p> <p><u>2106.90/37 参照</u></p>	<p>（新 規）</p>
<p>1904.90 5. <u>調製食料品</u></p> <p><u>本品は、2つの厚紙箱（箱1及び箱2）に入れてセットにしたもので、冷凍されている。箱1にはジャスミンライスが直接詰められており、更なる包装はなされていない。箱2は鶏肉の薄切り（約39.1%）、野菜（約7.9%）及びレッドカレーソース（約53%）が入れられており、箱1のライスの上に置かれている。本品は、厚紙箱に入れたままの状態、電子レンジで加熱して食する。</u></p> <p><u>本品の総正味重量は350gで、そのうち、箱1の内容物は49.1%、箱2の内容物は50.9%を占める。</u></p> <p><u>混ぜ合せると、本品はジャスミンライス49.1%、タイレッドカレー（ココナッツミルク、水及びレッドカレーペースト）27%、鶏肉19.9%及び野菜（ニンジン、French bean 及び赤唐辛子）4%からなる。</u></p> <p><u>通則1、3（b）及び6を適用</u></p>	<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
2103.90	<p><u>6. 調製品（カニフレーバー）</u></p> <p>本品は、黄橙色の流動性粉末で、様々な香気性物質、調味物質、香味物質（天然香料、天然と同一の合成香料、合成香料、香料調製品、香辛料、ハーブ、塩等）、担体、食品添加物、染料及び脂肪から成り、調味料の製造に使用される。この調製品は、その後更に調製され、スナック（クリस्प、クラッカー）の製造に使用される調味料（最終製品）になる。本品は、25Kg のポリエチレン容器入りで提示される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>		(新 規)
2106.90	<p><u>37. エチルエステルから成る物品</u></p> <p>本品は、アンチョビーの粗油から生産される高濃度オメガ3脂肪酸類：EPA（エイコサペンタエン酸）とDHA（ドコサヘキサエン酸）のエチルエステルから成る。ビタミン E（トコフェロール）が酸化防止剤として添加されている。</p> <p><u>アンチョビーの粗油は、脱酸、エチルエステル化、蒸留、ろ過、脱色及び脱臭の製造工程を経ている。</u></p> <p>本品は、樽入りで提示され、食餌補助剤の製造に使用される。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p><u>1516.10 / 1 参照</u></p>		(新 規)

改正後	改正前
<p><u>2403.99</u></p> <p><u>1. たばこカプセル</u></p> <p><u>本品は、カートリッジ及びバッテリーから成る電気加熱式デバイスと共に使用されるもので、分離して提示される。</u></p> <div data-bbox="358 459 996 654" data-label="Image"> </div> <p>図1 たばこカプセルとデバイス(分類対象にデバイスは含まない)</p> <p><u>本品は、円筒形（長さ 22.9 mm、直径 9.5 mm/8.4 mm）で、粒状のシートたばこ、水、香料、炭酸カリウム及び結合剤約 0.31g が充填されたポリプロピレン製の外装カプセルと、アセチルセルロース製のマウスピースから成る。本品の総重量は約 0.56g である。</u></p> <p><u>本品は、プロピレングリコール、グリセロール及び水から成る液体を含むカートリッジの末端に挿入される。カートリッジをバッテリーに接続した後、本品は吸気のために口にくわえられる。吸い込むと同時にバッテリーのセンサーが反応し、カートリッジの内側が加熱されることにより、カートリッジ内の液体が蒸気となる。カートリッジから生じた蒸気が本品を通り抜けることにより（図2）、粒状のシートたばこを加熱し、粒状のシートたばこから放出されるフレーバーとニコチンを吸収する。ニコチン含有の煙霧（蒸気）は、従って、たばこを燃焼させることなく生み出される。</u></p>	<p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

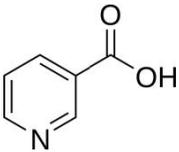
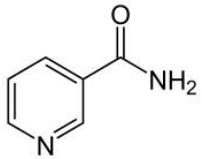
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<div data-bbox="320 308 1097 606" data-label="Diagram"> <p>図2 タバコカプセル</p> </div> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <p><u>2811.22</u> <u>1. シリカフューム</u></p> <p><u>本品は、超微細な非晶質二酸化けい素粒子（重量比で 80%以上）から成るもので、シリコン又はフェロシリコンの合金を製造する際の副産物として得られる。主な不純物として、炭素、けい素、炭化けい素及びアルカリ金属の酸化物を含む。本品は、一般的に 90%を超えるシリカを含む。作業条件によっては、より低品質のシリカが得られる。総不純物量は、重量比で 20%以下とされる。</u></p> <p><u>通則 1（第 28 類注 1（a））及び 6 を適用</u></p>	<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>2936. 29</u> <u>1. ニコチン酸（“ナイアシン”）</u></p> <p>本品は、<u>ビタミンB₃としても知られる化学式 C₆H₅NO₂の有機化合物で、使用される定義にもよるが、20 から 80 あるヒトの必須栄養素のひとつである。本品は、無色の水溶性固体で、ピリジンの誘導体であり、その3位にカルボキシル基（COOH）を有する。</u> <u>（下記化学構造参照）</u></p> <div style="text-align: center;">  </div> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u> <u>（2936. 29/ 2 参照）</u></p>	<p style="text-align: center;">（新 規）</p>
<p><u>2936. 29</u> <u>2. ニコチンアミド（“ナイアシンアミド”）</u></p> <p>本品は、<u>ビタミンB₃としても知られる化学式 C₆H₆N₂Oの有機化合物で、使用される定義にもよるが、20 から 80 あるヒトの必須栄養素のひとつである。本品は、無色の水溶性固体で、ピリジンの誘導体であり、その3位にカルボキシアミド基（CONH₂）を有する。ニコチン酸とニコチンアミドは互いに転換可能である。</u> <u>（下記化学構造参照）</u></p> <div style="text-align: center;">  </div> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u> <u>（2936. 29/ 1 参照）</u></p>	<p style="text-align: center;">（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
<p><u>3401.30</u></p>	<p>(削 除)</p> <p><u>2. 白色のクリーム</u></p> <p><u>本品は、150ml のプラスチック瓶入りで、小売用に包装されたものである。皮膚を洗浄及び保湿するための有機界面活性剤を含有する。本品は皮膚に塗布され、その後、水で洗い落とされる。</u></p> <p><u>本品に含まれる界面活性剤は、ココアンホジ酢酸二ナトリウム及びステアリン酸 PEG-100 である。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>	<p><u>3204.19</u></p>	<p><u>1. 担体中に分散したカロチノイドから成る調製品</u></p> <p><u>担体は、一以上の食料品（ゼラチン、でん粉、砂糖、やし油等）から成り、その本質的な役割は活性物質を安定化すること及び本品の着色力を弱め、かつ、標準化することにある。本品は、ある種の食料品（バター、マーガリン、スパゲッティ等）の着色用に、また、家きんの飼料に入れて肉の着色及び卵黄の色素形成の増強用に使用される。</u></p> <p><u>検討された物品：</u></p> <p><u>“Dry Apocarotenal 10% Water-soluble”</u></p> <p><u>“Dry Apocarotenoic Ester 10% Water-soluble”</u></p> <p><u>“Dry Canthaxanthin 10% Water-soluble”</u></p> <p><u>“Carophyll”</u></p> <p><u>“Apocarotenal 20% Suspension”</u></p> <p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後		改正前	
3401.30	<p><u>3. 褐色透明のジェル</u></p> <p><u>本品は、くるみの殻を細かく砕いた褐色粒子を含んでおり、250ml のプラスチック瓶入りで、小売用に包装されたものである。皮膚を洗淨及び角質除去するための有機界面活性剤を含有する。本品は皮膚に塗布され、その後、水で洗い落とされる。</u></p> <p><u>本品に含まれる界面活性剤は、オレフィン（C14-16）スルホン酸ナトリウム、ラウレス硫酸アンモニウム、ココミドプロピルベタイン、オレオイルメチルタウリンナトリウム及び PEG/PPG-18/18 ジメチコンである。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>		（新 規）
3926.90	<p><u>1 4. カヤック及びスタンドアップパドルボード（SUP）両用のパドル</u></p> <p><u>本品は、プラスチック製の 3 つの部品（2 つの分離可能なパドルと 1 つの持ち手）から成る。SUP をこぐのに水かき 1 つで使用されることもあれば、水かき 2 つのパドルに換装され、カヤックをこぐために使用されることもある。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <div style="text-align: center;">  </div>		（新 規）

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>4202.32</u></p> <p><u>1. 携帯電話の特定のモデル用に設計されたプラスチック製カバー</u> <u>二</u></p> <p><u>本品は、携帯電話の前面に内蔵されたホール IC と連動する磁石を有する。携帯電話は、磁場の変化を検出することでカバーの開閉を感知し、カバーが閉じている時には、カバーの前面の透明の窓に合わせて表示領域のサイズを変更し、ユーザーインターフェイスモードを起動する。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>6402.99 3. プラスチック製履物</p> <p><u>本品は、「プラスチック製のサンダル」として知られている。</u> <u>本品は、射出成型法により一体品として製造され、プラスチック製の本底と甲から成る。かかと及びくるぶしを覆わず、甲に穴が開いている。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>7020.00</u></p> <p><u>1. ガラス製シャワーエンクロージャー</u></p> <p><u>本品は、側面に出入口があり、厚さ 4 mmの強化安全ガラスのパネル 4 枚と、組立部品であるアルミニウム製の枠 2 本、上部及び下部のレール 2 本、シール、ホイール、小型の金属製取手 2 つから成る。組み立てると、本パネルは、スライドドアを備え、一部がアルミニウム製の枠付きのシャワーエンクロージャーになる。</u></p> <p><u>設置サイズは、885 mm×885 mm、高さは 1850 mm。</u></p> <p><u>シャワートレーは含まれない。</u></p> <p><u>通則 1 及び 3（b）を適用</u></p> 	<p>(新 規)</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

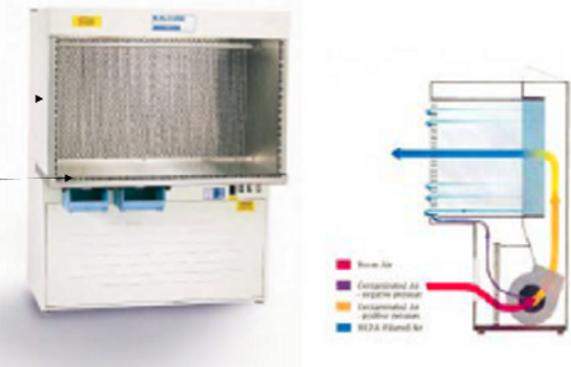
改正後	改正前
<p><u>7020.00</u> <u>2. ガラス製シャワーエンクロージャー（枠なし）</u></p> <p><u>本品は、厚さ 8 mmの強化安全ガラス製のパネル 3 枚と、組立部品である蝶番 2つ、金属製のハンドル 1つ、ドアの上部に取り付けるためのプラスチック製のシール 1つと金属製の支持アーム 1つ、アルミニウム製のフレーム部品 2本、固定したエンクロージャーを据え付けるためのブラケットから成る。組み立てると、本パネルは、壁に取り付けられた枠のないガラスコーナーユニットのようになる。サイズは、設置面が 900 mm×900 mm、高さが 1850 mm。</u></p> <p><u>シャワートレーは含まれない。</u> <u>通則 1 及び 3（b）を適用</u></p> 	<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>8111.00</u> <u>1. マンガン-アルミニウムのブリケット</u></p> <p>本品は、灰色の円筒状、タブレット状、ピローブロック状ブリケット、その他これらに類する形状（総称として「ブリケット」）の圧縮金属粉及び界面活性剤から成るものである。本品は、75～95%の純粋なマンガン粉末、5～25%の純粋なアルミニウム粉末、最大 1%の石油炭化水素系界面活性剤及び最大 1%の融剤（例えばアルミニウムの無機塩）から成る。本品は、特定のアルミニウム合金（特にマンガンが主要合金元素であるもの）の製造に用いられる。合金の製造過程において、本品は、その構成成分であるマンガンのアルミニウムへの結合を引き起こすために、溶融アルミニウム鋼浴に入れられる。</p> <p>通則 1 を適用</p>	<p>(新 規)</p>
<p><u>8112.29</u> <u>1. クロム-アルミニウムの円筒状物</u></p> <p>本品は、圧縮金属粉及び界面活性剤から成るもので、75～90%のクロム粉末（純度 99%）、10～25%の純粋なアルミニウム粉末、最大 1%の石油炭化水素系界面活性剤及び最大 1%の融剤（例えば、アルミニウムの無機塩、フルオロアルミン酸カリウム、フルオロけい酸カリウムあるいはフルオロチタン酸カリウム）から成る。本品は、クロムを合金元素とする特定のアルミニウム合金の製造に用いられる。合金の製造過程において、本品は、その構成成分であるクロムのアルミニウムへの結合を引き起こすために、溶融アルミニウム鋼浴に入れられる。</p> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>	<p>(新 規)</p>

改正後	改正前
<p>8414.80 1. 水平層流型「クリーンベンチ」</p> <p>本品は、送風機/モーターシステム、モーター速度コントローラ、高風速還気溝、取り外し可能な網目スクリーンの付いた HEPA（供給）フィルター、洗浄可能で再利用可能なプレフィルター及び作業面用蛍光灯を備える。高風速還気溝は、汚染された空気を捕捉し、未ろ過の空気が作業エリアに入らないようにしたうえで、HEPA フィルターを通じて空気を再循環する。本クリーンベンチは、混合静脈注射剤の調製、薬の調合、植物細胞の培養、培地の調製、製薬上の処理、電子装置の組み立て、特別な試験研究等の様々な産業や用途のために設計されている。本品は、作業や環境ではなく、物品のみを保護するために用いられる。仕様は以下のとおり：</p> <ul style="list-style-type: none"> -外部幅：127.0 cm -内部幅：118.1 cm -内部高さ：71.4 cm -内部奥行：55.9 cm -外部高さ：162.6 cm <div style="display: flex; align-items: center;"> <div style="margin-right: 10px;"> <p>高風速還気溝 →</p> <p>作業面と側壁は ステンレス鋼</p> </div>  </div> <p>通則 1 及び 6 を適用</p>	<p style="text-align: center;">（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>8438.60</u> <u>2. 野菜カッター</u></p> <p><u>本品は、高さ 320 ミリメートル、幅 270 ミリメートル、奥行 505 ミリメートル、重量 7.5 キログラムで、食料品の調製（業務用）に供されるものであり、220 ボルトの電動機を備え、替刃を用いることによって野菜を様々な方法（切断、薄切り、すり碎き及び細断）で切断できるよう設計されている。キャベツの切断能力は、二枚刃のディスクサイザーを使用した場合、1 時間当たり 90 キログラムである。</u></p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8438.60 3. 野菜カッター</p> <p><u>本品は、高さ 230 ミリメートル、幅 272 ミリメートル、奥行 380 ミリメートル、重量 5 キログラムで、食料品の調製（業務用）に供されるものであり、220 ボルトの電動機を備え、野菜をざく切り、粗みじん又はみじん切りにできるよう設計されている。本品は小型で、重量 5 キログラムである。本品は、粗さを調整するプレート</u>を備えたブレードキット及び原動機から成る。キャベツの切断能力は、1 時間当たり 120 キログラム～200 キログラム（1 分当たり 2.0 キログラム～3.6 キログラム）である。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> 	<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>8471. 60</u></p> <p><u>1. 電子ホワイトボード</u></p> <p><u>本品は、78 インチ（198.12 センチメートル）の大きさで、その表面は、ペン又は指でのタッチ入力可能なマルチタッチ機能を備えたタッチセンサー式である。ホワイトボードには内蔵スピーカーが搭載されている。</u></p> <p><u>本品は、一般に、2本の電子ペン、デバイスドライバソフトウェア及びユーザーガイドとともに提示される。</u></p> <p><u>本品は、ビデオプロジェクター及び自動データ処理機械に、ワイヤレス又はUSB ケーブル若しくはシリアルケーブルを介して接続できる。</u></p> <p><u>ビデオプロジェクターによって投影された、自動データ処理機械の画面は、自動データ処理機械の入力ユニットとして機能するホワイトボードの表面に表示される。自動データ処理機械と接続されていない時には、本ホワイトボードは、ドライイレースな面を備えた単純な筆記ボードとしても使用できる。</u></p> <p><u>通則 1（第 84 類注 5（C））及び 6 を適用</u></p>	<p>（新 規）</p>
<p><u>8482. 99</u></p> <p><u>1. フランジ付き円すいころ軸受用の内輪（完成品）</u></p> <p><u>本品はスチール製である（内径：54 ミリメートル）。</u></p> <p><u>通則 1（第 16 部注 2（b））及び 6 を適用</u></p> <div data-bbox="584 1198 824 1393" data-label="Image"> </div>	<p>（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p>8504. 40 <u>2. Packaged insulated gate bipolar transistor (IGBT) module</u></p> <p><u>本品は、6つのスイッチ（内部に IGBT と還流ダイオード（FWD）が並列に接続されている）と 3 つの NTC（負温度特性）サーミスターから成る。本モジュールは、ハイブリッド、電気又は燃料電池の自動車において、直流電源を交流電源に変換するために用いられる。</u></p> <p><u>通則 1（第 16 部注 2（a））及び 6 を適用</u></p>	<p>（新 規）</p>
<p>8519. 81 <u>4. 音声再生装置と本のセット</u></p> <p><u>本品は、以下の 4 つの構成要素からなるもので、小売用に 1 つの板紙製の箱にまとめて包装されたものである。</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>－ 2 冊の本（「読書本」と「プレイブック」）：電子的要素を持たない紙に印刷した書籍。</u> <u>－ 電子式の本型パッド：プラスチック製で、同封の本の大きさ及び形に合わせて設計されたもの。パッドは、スピーカー、座標を表示するタッチセンサー式電子フィルム、プリント回路アセンブリ、サウンドパックのソケット及び電池を内蔵する。</u> <u>－ サウンドパック：容量 128MB の記憶装置で、本の音声コンテンツを記憶している。サウンドパックは、電子式の本型パッドのソケットに差し込まれる。</u> <u>－ ペン型のスタイラス：本の特定の箇所を指し示すために使用する。</u> <p><u>本品は、子供が読み方を学ぶのに役立つように設計されている。</u></p> <p><u>通則 1、3（b）及び 6 を適用</u></p>	<p>（新 規）</p>

改正後	改正前
<p><u>8528.52</u> <u>6. カラーモニター</u></p> <p><u>本品は、27 インチ（68.58 センチメートル）のフラットパネルディスプレイから成る。本品は、1つの VGA コネクター又は2つの HDMI コネクターを介して、自動データ処理機械に直接接続することができる。本品は、自動データ処理機械とともに使用するよう設計されており、チャンネルセレクター、ビデオチューナー及びスピーカーを有しない。</u></p> <p><u>仕様</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>－アスペクト比：16：9</u> <u>－画素ピッチ：0.311 ミリメートル</u> <u>－応答速度：8 ミリ秒（中間階調応答速度）</u> <u>－輝度：250 カンデラ／平方メートル</u> <u>－コントラスト比：1000：1（静的コントラスト比）、5000000：1（動的コントラスト比）</u> <u>－視野角：178 度（水平方向）、178 度（垂直方向）</u> <u>－ビデオ入力信号：1つの VGA 入力及び2つの HDMI 入力（HDCP（High-bandwidth Digital Content Protection）対応）</u> <u>－解像度：1920×1080</u> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p> <div data-bbox="427 1018 909 1382" data-label="Image"> </div>	<p style="text-align: center;">（新 規）</p>

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
8528.52	<p><u>7. カラーモニター</u></p> <p><u>本品は、32 インチ（81.28 センチメートル）のフラットパネルディスプレイから成る。本品は、2つの HDMI コネクター、3つの USB 2.0 コネクター又は1つのディスプレイポート1.2 コネクターを介して、自動データ処理機械に直接接続することができる。本品は、自動データ処理機械とともに使用するよう設計されており、チャンネルセレクター、ビデオチューナー及びスピーカーを有しない。</u></p> <p><u>仕様</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <u>－アスペクト比：16：9</u> <u>－画素ピッチ：0.276 ミリメートル</u> <u>－応答速度：7 ミリ秒（中間階調応答速度）</u> <u>－輝度：300 カンデラ／平方メートル</u> <u>－コントラスト比：3000：1（静的コントラスト比）、10000000：1（動的コントラスト比）</u> <u>－視野角：178 度（水平方向）、178 度（垂直方向）</u> <u>－ビデオ入力信号：2つの HDMI 入力（HDCP 対応）及びディスプレイポート 1.2 入力（HDCP 対応）</u> <u>－接続性：3つの USB 2.0 コネクター（2つのダウンストリーム及び1つのアップストリーム）</u> <u>－解像度：2560×1440（60 ヘルツ）</u> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】
（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
	

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

	改正後		改正前
8528.52	<p><u>8. カラーモニター</u></p> <p>本品は、55 インチ（139.70 センチメートル）のフラットパネルディスプレイから成る。以下のコネクタを介して、自動データ処理機械に直接接続することができる：1つの HDMI コネクタ、1つの DVI-D コネクタ、1つの VGA コネクタ、1つの YPbPr コネクタ、1つの USB 2.0 コネクタ、1つの RJ-45 コネクタ（イーサネット）、赤外（IR）入力／出力ジャック及び音声入力／出力ジャック。本品は、自動データ処理機械とともに使用するよう設計されている。</p> <p><u>仕様</u></p> <ul style="list-style-type: none"> - <u>アスペクト比：16：9</u> - <u>画素ピッチ：0.63 ミリメートル</u> - <u>応答速度：9 ミリ秒（中間階調応答速度）</u> - <u>輝度：350 カンデラ／平方メートル</u> - <u>コントラスト比：1,200：1</u> - <u>視野角：178 度（水平方向）、178 度（垂直方向）</u> - <u>ビデオ入力信号：VGA（D-Sub）、DVI-D、HDMI、YPbPr（DVI 及び HDMI は HDCP 対応）</u> - <u>接続性：USB 2.0</u> - <u>解像度：1920×1200（60 ヘルツ）</u> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>		(新 規)

新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後



改正前

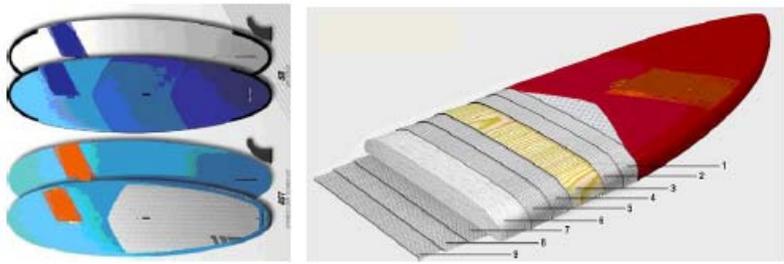
新旧対照表

【分類例規（昭和 62 年 12 月 23 日蔵関第 1299 号）】

（注）下線を付した箇所が改正部分である。

改正後	改正前
<p><u>8541.40</u> <u>2. 薄膜太陽光モジュール</u></p> <p><u>本品は、長さ 1,409 ミリメートル、幅 1,009 ミリメートル、高さ 46 ミリメートルで、モジュールの前面には、低鉄含量の非強化ガラスを備えた陽極酸化処理されたアルミニウム合金製のフレームが取り付けられ、630 個の光電池（セル）が入っている。直列に接続された 45 個の光電池のストリングが 14 列に配置されている。ストリングは並列に接続され、極性がプラスとマイナスの 2 個の端子を有する。</u></p> <p><u>モジュールの背面には、接続箱（寸法：長さ 74 ミリメートル、幅 74 ミリメートル、高さ 18 ミリメートル）が取り付けられている。接続箱の内部は光電池を保護するためのバイパスダイオードである。長さ 900 ミリメートルの 2 本の「ソーラーケーブル」（紫外線、水、温度及びオゾンから保護するため、二重絶縁されている。）はまた、接続子（「ソーラーコネクタ」）を用いて接続箱内のストリングの端子と接続されている。</u></p> <p><u>通則 1（第 85 類注 2）及び 6 を適用</u></p>	<p>（新 規）</p>

改正後	改正前
<p><u>9503.00</u> <u>1 1. プラスチック製の玩具とモデリングペーストのセット</u></p> <p><u>本品は、異なる色のモデリングペーストが入った缶3つと、プラスチック製の玩具（耳付きの頭部、電気ドリル、ピンセット、歯科医の道具、鏡又は歯列矯正装置、歯ブラシ、歯形）から成るセット。</u></p> <p><u>通則1及び3（b）を適用</u></p> 	<p>(新 規)</p>
<p><u>9503.00</u> <u>1 2. プラスチック製の玩具とモデリングペーストのセット</u></p> <p><u>本品は、異なる色のモデリングペーストが入った缶5つと、プラスチック製の玩具（円、四角、星、ハートの形のクッキーを作る4種類の Cutter、凹凸のある麺棒及び押出機）から成るセット。</u></p> <p><u>通則1及び3（b）を適用</u></p> 	<p>(新 規)</p>

改正後	改正前
<p><u>9506.29</u> <u>1. スタンドアップパドルボード（SUP）</u></p> <p>本品は、<u>中密度発泡ポリスチレン（EPS）の心材、木製の補強材及びガラス</u>でできたスタンドアップパドルボード（SUP）である。</p> <p><u>通則 1 及び 6 を適用</u></p>  <p><u>1 ガラス</u> <u>2 ガラス</u> <u>3 木製補強材</u> <u>4 ガラス</u> <u>5 ガラス</u> <u>6 中密度発泡ポリスチレン（EPS）心材</u> <u>7 ガラス</u> <u>8 ガラス</u> <u>9 ガラス</u></p>	<p>（新 規）</p>